二　食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

三　ソースを加えた旨、ソースで煮込んだ旨及び食肉又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

［項を削る。］

［項を削る。］

凍ハンバーグ、凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。
チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール	名称 原材料名 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。
チルドぎょうざ類	名称 原材料名 原料原産地名 皮の率 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「チルド」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

二　「魚肉」の用語は、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

三　「野菜」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上